

議案第 4 号

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年逗子市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「令和 8 年12月24日まで」を「令和 7 年 3 月31日まで」に改める。

附則第11項中「当分」を「令和 7 年 3 月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市長の給料月額並びに副市長及び教育長の地域手当月額の減額措置を終了するに当たり、改正の要あるため提案する。